

宇部市告示第141号

宇部市国民健康保険条例第17条の5の規定により、令和8年度の国民健康保険料軽減額を次のように定めた。

令和8年6月1日

宇部市長 篠崎 圭二

1 基礎賦課額

(1) 宇部市国民健康保険条例第17条の2に掲げる保険料の軽減なし

未就学児の被保険者均等割の1人当たり軽減額

12,850円

(2) 宇部市国民健康保険条例第17条の2第1項第1号該当

未就学児の被保険者均等割の1人当たり軽減額

3,855円

(3) 宇部市国民健康保険条例第17条の2第1項第2号該当

未就学児の被保険者均等割の1人当たり軽減額

6,425円

(4) 宇部市国民健康保険条例第17条の2第1項第3号該当

未就学児の被保険者均等割の一人当たり軽減額

10,280円

2 後期高齢者支援金等賦課額

(1) 宇部市国民健康保険条例第17条の2に掲げる保険料の軽減なし

未就学児の被保険者均等割の1人当たり軽減額

4, 250円

(2) 宇部市国民健康保険条例第17条の2第1項第1号該当

未就学児の被保険者均等割の1人当たり軽減額

1, 275円

(3) 宇部市国民健康保険条例第17条の2第1項第2号該当

未就学児の被保険者均等割の1人当たり軽減額

2, 125円

(4) 宇部市国民健康保険条例第17条の2第1項第3号該当

未就学児の被保険者均等割の1人当たり軽減額

3, 400円

3 子ども・子育て支援納付金賦課額

(1) 宇部市国民健康保険条例第17条の2に掲げる保険料の軽減なし

未就学児の被保険者均等割の1人当たり軽減額

738円

(2) 宇部市国民健康保険条例第17条の2第1項第1号該当

未就学児の被保険者均等割の1人当たり軽減額

221円

(3) 宇部市国民健康保険条例第17条の2第1項第2号該当

未就学児の被保険者均等割の1人当たり軽減額

369円

(4) 宇部市国民健康保険条例第17条の2第1項第3号該当

未就学児の被保険者均等割の1人当たり軽減額

590円